

第 1 3 1 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次の  
ように改正する。

別表第 1 の 5 の項中「第 1 9 条の 1 0 の 4 」を「第 1 9 条の 1 0 の 5 」  
に改める。

付 則

この条例は、平成 2 9 年 1 月 1 日から施行する。

（提案理由）

租税特別措置法施行規則の改正に伴い、規定を整備する必要があるの  
で、この条例案を提出いたします。